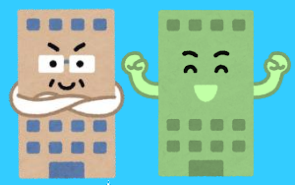


令和4年度 雇用関係助成金



個別相談会

定年引上げ等や雇用管理制度の整備、有期契約労働者等の無期雇用への転換、高年齢者や障害者等、就職が特に困難な方を新たに雇い入れる事業主に助成金が支給されます。

対象助成金

- 65歳超雇用推進助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
- キャリアアップ助成金

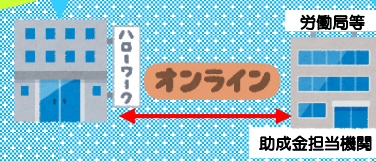


対面または
オンライン



相談形式はご予約の際にご相談させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大などの状況により、相談形式を変更する場合がございますので、ご承知おき下さい。



日 時	場 所
10月18日(火) 10:00～15:00	ハローワーク上田 2F会議室
10月25日(火) 10:00～15:00	ハローワーク佐久 2F会議室 わらい 予定
10月28日(金) 10:00～15:00	ポリテクセンター長野 2F会議室
11月 4日(金) 11:00～16:00	ハローワーク諏訪 2F会議室
11月10日(木) 10:00～15:00	ハローワーク伊那 2F会議室 わらい 予定
11月22日(火) 10:00～15:00	ハローワーク飯田 4F会議室 わらい 予定
11月30日(水) 11:00～16:00	ハローワーク松本 2F会議室



- * 当日はマスク着用の上でのご参加をお願いいたします。
- * 当日体調の悪い方（37.5℃以上の発熱、風邪の症状等）については、参加をご遠慮願います。
- * 申込みがない会場については開催を中止することがございますので、ご承知おきください。
- * 完全予約制となります。順番がございますので、時間厳守をお願い致します。

裏面申込書を郵送、またはEメールによりお申込み下さい

問合せ
申込先
☞

主催：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部

〒381-0043 長野市吉田4-25-12

高齢障害者業務課 【吉野・青木】

TEL:026-258-6001 FAX:026-243-2077

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/nagano/>

E-mail: nagano-kosyo@jeed.go.jp



* 申込書はHPよりダウンロードも可能です。

共催：長野労働局・各ハローワーク

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

雇用関係助成金個別相談会 参加申込書

※ 参加申込書は当機構長野支部ホームページからダウンロードも可能です。

▶ 貴社名

▶ TEL

▶ 参加者氏名

▶ 希望日時 月 日 () 時 分

※時間調整をさせていただく場合がありますので予めご承知おください。

▶ 希望会場 ・ ハローワーク【 】 / ・ ポリテクセンター長野

▶ 相談希望助成金 **希望助成金（コース）に「レ」印（☒）をお願いします。**

65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理改善、高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成します。

☐ 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した場合

☐ 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度（賃金制度、健康管理制度等）の整備に係る措置を実施する場合

☐ 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換する場合

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者雇用にあたり、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に事業主等に対して助成します。

☐ 障害者作業施設設置等助成金

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備を行う場合

☐ 障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者のために、福利厚生施設の設置・整備等を行う場合

☐ 障害者介助等助成金（介助者・職場支援員等配置）

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理に必要な介助者等の配置・委嘱の措置を行う場合

障害者の職場定着を図るため職場支援員を配置する場合

☐ 障害者介助等助成金（職場復帰支援）

職場復帰のために必要な職場適応措置を行い、中途障害者等を職場復帰させる場合

☐ 職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する場合

☐ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の障害特性による通勤の課題を軽減又は解消するための措置を行う場合

☐ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者等を多数継続して雇用し、安定した雇用を継続できる事業主が、就労に必要な事業施設等の設置・整備を行い、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合

↓ 特定求職者雇用開発助成金

特に困難な方をハローワークまたは民間の職業紹介業者等の紹介により、継続して雇用する労働者等として雇入れる事業主に対して助成します。

☐ 特定就職困難者コース

高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる場合

☐ 生涯現役コース

65歳以上の離職者を雇い入れる場合

☐ 被災者雇用開発コース

東日本大震災による被災離職者等を雇い入れる場合

☐ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者・難治性疾患患者を雇い入れる場合

☐ 就職氷河期世代安定雇用実現コース

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用にくることが困難な者を雇い入れる場合

☐ 生活保護受給者等雇用開発コース

自治体からハローワークに就労支援要請があった生活保護受給者等を雇い入れる場合

☐ 成長分野人材確保・育成コース

特定求職者雇用開発助成金の対象労働者を成長分野等の業務に従事する者として雇い入れる場合

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（以下「有期契約労働者等」という）の企業内でのキャリアアップ等を促進するための取組を実施した事業主に対して助成します。

☐ 正社員化コース

正規雇用労働者に転換または直接雇用する場合

☐ 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換する場合

☐ 賃金規定等改定コース

賃金規定等を増額改定し、昇給を図る場合

☐ 賃金規定等共通化コース

正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合

☐ 賞与・退職金制度導入コース

賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合

☐ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とする場合（令和4年9月30日まで）

☐ 短時間労働者労働時間延長コース

短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用する場合